

## (4) 諸規程

### 2 関西学院短期大学支給奨学金規程

(目的)  
第1条 関西学院短期大学（以下「短期大学」という。）学生の勉学を支援することを目的として、関西学院短期大学支給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(種類)  
第2条 奨学金は、関西学院短期大学修学支援支給奨学金（以下「支援奨学金」という。）及び関西学院短期大学入学時支給奨学金（以下「入学時奨学金」という。）の2種類とする。

(資金)  
第3条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてて。

(資格)  
第4条 奨学金を受ける者の資格は、次のとおりとする。

1 短期大学の標準修業年限内に在学する正規の学生であって、保育の職につくことに熱意を有する者であること。

2 支援奨学金は、第1号に加えて、学力人物共に優秀で学資の援助を必要とする者であること。

3 入学時奨学金は、第1号に加えて、本学の別途指定する入学試験に合格し、高校での学業成績が特に優秀であった者であること。

(年額及び交付)  
第5条 支援奨学金の年額は20万円とする。

2 入学時奨学金の年額は10万円とする。

3 支援奨学金の交付は、原則として春学期又は秋学期とする。入学時支給奨学金は、春学期一括交付とする。

4 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)  
第6条 支援奨学金を支給する期間は当該年度限り、入学時奨学金は入学初年度限りとする。

(申請)  
第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を聖和キャンパス事務室短期大学事務課を経て奨学金委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(候補者決定)  
第8条 奨学生の候補者は、応募者の中から短期大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(委員会)  
第9条 委員会の構成は次のとおりとし、短期大学学長が委員長となる。

1 学長

2 副学長

3 学生主任

4 聖和キャンパス事務室短期大学事務課長

(採用)  
第10条 奨学生の採用は、委員会が推薦する候補者の中から関西学院短期大学教授会（以下「教授会」という。）で決定する。

2 支援奨学金と上谷調子奨励奨学金との重複採用は不可とする。

3 「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく修学支援制度による授業料等減免を受ける者は、入学時奨学金と上谷調子入学時奨学金との重複採用は不可とする。

4 前2項及び3項以外の重複採用については別途定める。

(異動)  
第11条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届け出なければならない。

### 1 関西学院短期大学学費納付規程

第1条 関西学院短期大学学則第38条による学費の納付はこの規程による。

第2条 学費とは入学金、授業料、実習費、教育充実費その他をいう。

2 学費は別表所定の額とする。ただし、関西学院高等部及び関西学院千里国際高等部からの推薦による進学者の入学金は半額とする。

第3条 学費の納額は次の2期とする。ただし、新入学・編入学を許可された者は、入学手続きのてびきに応じて前項にかかわらず卒業する学期においては次の期日までに完納しなければならない。

春学期（4月1日～9月19日） 納入期限 5月19日

秋学期（9月20日～3月31日） 納入期限 11月9日

第4条 在学生でやむを得ない理由により、前条の期日までに学費を納付できなない場合は、短期大学学長の許可を受けて延納することができる。ただし、当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しなければならない。

2 前項にかかわらず卒業する学期においては次の期日までに完納しなければならない。

春学期 8月末日

秋学期 2月末日

第5条 学費の未納者は成績評価を得ることができない。また、卒業を認められない。

第6条 学費を当該年度の春学期又は秋学期の各末日までに完納しないものは除籍する。

第7条 単位未修得のため卒業を延期された者の授業料は、2年生在学時の授業料とし、授業料以外の学費は残留年度の学費と同額とする。9月に卒業を認められた者は学費の半額を納入しなければならない。

第8条 学費未納のために除籍された者の在学の最終日付は、既に学費を納入した学期の末日とする。

第9条 除籍された者が再入学を願い出たときは、短期大学教授会（以下「教授会」という。）の議を経て許可することができる。ただし、再入学は除籍の日から3年以内を願い出るものとする。

第10条 休学を許可された者は別表所定の在籍料を春・秋学期それぞれ学費納期に納入しなければならない。

第11条 休学者にして復学を許可された者はその日付が学年度初めの場合学費全額を、その日付が秋学期の初めの場合はその半額を納入しなければならない。ただし、その学費は当人の入学年度の学生と同額とする。

第12条 退学者、除籍者にして再入学を許可された者はその日付が学年度初めの場合学費全額を、その日付が秋学期の初めの場合はその半額を納入しなければならない。ただし、その学費は再入学する学生の学年と同額とする。なお、退学者にして再入学を許可された者は入学金を免除されるが、除籍者にして再入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。

第13条 再入学を許可された者は前条に規定する学費を再入学許可後2週間以内に納入しなければならない。ただし、入学許可日から再入学しようとする学期の始まる日までに2週間の期間がない場合は、再入学しようとする学期の始まる前日までに学費を納入しなければならない。

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会で決定する。

#### 附 則

1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

2 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年（平成28年）度入学生から適用する。

3 この規程は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。

4 この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。

5 この規程は、2024年（令和6年）4月1日から改正施行する。